

## 審　查　基　準

令和4年3月15日作成

法　令　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第9条の5第4項において準用する第5条の3第3項
処　分　の　概　要：教習資格認定証の書換え又は再交付
原　　権　　者：大分県公安委員会
<p>法　令　の　定　め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の5第4項において準用する第5条の3第3項（射撃教習）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）及び第56条において準用する第22条（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）</p>
<p>審　查　基　準：</p> <p>判断基準は法令の定めによる。</p>
標　準　処　理　期　間：書換えは1日、再交付は3日（行政庁の休日を除く。）
申　　請　　先：申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問　合　せ　先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備　　考：